

おひさま児童園利用状況（令和6年度）

資料 1

4月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	144	14	21	6.9
放課後等デイ	202	16	21	9.6

5月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均
児童発達支援	149	19	21	7.1
放課後等デイ	202	13	21	9.6

6月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	160	20	20	8
放課後等デイ	198	25	20	9.9

7月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	178	21	22	8.1
放課後等デイ	192	25	22	8.7

8月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	152	19	17	8.9
放課後等デイ	170	16	17	10

9月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	163	18	19	8.6
放課後等デイ	202	16	19	10.6

10月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	186	16	22	8.5
放課後等デイ	203	10	22	9.2

11月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	176	24	20	8.8
放課後等デイ	187	19	20	9.4

12月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	186	15	20	9.3
放課後等デイ	183	19	20	9.2

1月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	189	7	19	9.9
放課後等デイ	177	14	19	9.3

2月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	178	20	18	9.9
放課後等デイ	185	12	18	10.3

3月

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	175	14	20	8.75
放課後等デイ	190	16	20	9.5

年間合計（R6.4～R7.3）

	延べ利用者数(人)	キャンセル(人)	開所日	平均(人)
児童発達支援	2,036	207	239	8.5
放課後等デイ	2,291	201	239	9.6

R7.3月末時点の入園者数	児童発達(人)	放課後等デイ(人)
	72	105

【資料 2】

伊勢市おひさま児童園指定管理者選定にかかる 「第一次選定採点表」「第二次（最終）選定採点表」

【審査方法】

- 1 審査・選定については、指定管理者選定委員会において行います。
- 2 審査は、第一次審査と第二次（最終）審査を実施します。
- 3 第一次選定は、次のとおり実施します。
 - （1）募集要項に従い提出された申請書類による審査を行います。
 - （2）第一次審査では、基本事項 2 項目が全て「○」となった場合に、審査項目（10 項目・配点 90 点）について採点します。
 - （3）第一次審査の結果、採点総計が満点の 70％に満たない場合は失格となり、第二次（最終）審査へ進むことはできません。
- 4 第二次（最終）審査は、次のとおり実施します。
 - （1）第二次審査の日時は、第一次審査終了後、対象者に通知します。
 - （2）募集要項に従い提出された申請書類等とあわせ、公開によるプレゼンテーション方式で面接審査を実施します。
 - （3）第二次（最終）審査では、面接審査の内容を含め、審査項目（28 項目・配点 190 点）について採点します。
 - （4）第二次審査の結果、採点総計が満点の 70％に満たない場合は失格となります。

【決定方法】

選定については、第一次選定での採点と最終選定での採点を合算し、次のとおり決定します。

- （1）第一次審査の採点と第二次（最終）審査の採点の合計点によって順位を付け、その順位を順位点〔注〕として付与します。
- （2）順位点の合計が最も低い応募者を指定管理候補者と決定します。
- （3）順位点の合計が同点の場合、第一次審査の採点と第二次（最終）審査の採点の合計点が高い応募者を指定管理候補者とします。さらに同点の場合は、抽選により決定します。

〔注〕順位点は、採点の合計点の高い順に、1 位は 1 ポイント、2 位は 2 ポイント、3 位は 3 ポイント（4 位以降、同様にポイントを設定）を設定します。

伊勢市おひさま児童園指定管理者選定にかかる「第一次選定採点表」

申請者名：

選定委員氏名

項目		チェック	審査結果
基本事項	募集要項の「8 提出書類」で明記されている書類が遺漏なく揃っているか。 (×が1つ以上で、次の審査項目の得点はすべて0点とする)	○/×	
	募集要項の「5 指定管理料」の〔(1)指定管理者の収入として見込まれるもの〕の〔ア指定管理料〕に記されている上限額と比して、指定管理者が「様式5」で提案した収支予算書の指定管理料が下回っているか。 (×が1つ以上で、次の審査項目の得点はすべて0点とする)	○/×	

(審査項目)

項目			審査の視点	配点	採点
事業計画書 / 収支計画書	伊勢市おひさま児童園の運営業務に関する事項	管理運営の基本方針	施設の特性や業務内容を理解し、施設の設置目的が達成できる方針となっているか	10	
		利用者の公平・公正な利用のための方策	利用者の平等な利用を確保するために適切な方策であるか	10	
		利用者の増加を図る方策	施設の利用促進にむけて、利用者を増やすための適切な方策であるか	10	
		他の団体・地域との連携	他の団体や地域との協力体制・交流について、積極的な姿勢がうかがえるか、地域への貢献度はどうか	10	
		新しい発想、新しい観点からの提案	サービスの向上にむけて、新しい発想・観点から効果的な提案がされているか	10	
	伊勢市おひさま児童園の事業に関する事項	事業の内容	施設の効用を最大限発揮できるものであるか、サービスの向上を図ることができるものであるか、具体的かつ実現可能で効果的な提案であるか	10	
	管理運営体制（組織及び人員）に関する事項	管理運営組織	施設を安全で効果的・効率的に管理運営していくために、適切な人員（人数、能力、資格等）が配置されているか	10	
	危機管理に関する事項	緊急時の対応	緊急時の対応は適切か、訓練は実施されるか、危機管理マニュアルや危機管理計画が作成されるか	5	
	個人情報保護に関する事項	個人情報保護の具体的方策及び職員への守秘義務についての具体的方策	個人情報保護の重要性を理解しているか、漏えい・滅失の防止策は適切か、職員に対する教育は適切か	5	
	収支計画の妥当性	市費負担額の軽減（価格評価）	管理に係る経費の縮減が図られ、市費負担額の軽減につながっているか 価格評価点＝最安値/見積額×配点 価格評価点は小数第1位を四捨五入	10	
事業実績	実績	伊勢市の指定管理を受託したことがある者 ・伊勢市の指定管理受託時の評価	指定管理業務が適切に行われているか（伊勢市の指定管理業務評価表による）	10	
		伊勢市の指定管理を受託したことがない者	福祉施設の管理業務が適切に行われているか（事業実績及び評価書による）		
		、 のいずれにも該当しない者	他業務の実績による		
合計				90	

指定管理者選定委員の採点総計が満点の70％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。
 については、のいずれかで採点します。

伊勢市おひさま児童園指定管理者選定にかかる「第二次（最終）選定採点表」

申請者名：

選定委員氏名

(審査項目)

項目				審査の視点	配点	採点	
事業計画書 / 収支計画書	施設等の効用の最大限の発揮と市民サービスの向上	おひさま児童園の管理運営に関する事項	管理運営の基本方針	施設の特性や業務内容を理解し、施設の設置目的が達成できる方針となっているか	10	85	
			管理運営を希望する理由と目的	福祉施設を管理運営することへの熱意が感じられるか	5		
			利用料金についての基本方針	サービスの低下につながらないような配慮がなされているか	5		
			利用者の公平・公正な利用のための方策	利用者の平等な利用を確保するために適切な方策であるか	10		
			情報提供・PRの実施内容	施設の利用促進にむけて、積極的に情報提供・PRする姿勢がうかがえるか	5		
			施設利用手続の内容	利用受付や利用料金の徴収など、利用者のサービス向上を図った内容となっているか	5		
			利用者の増加を図る方策	施設の利用促進にむけて、利用者を増やすための適切な方策であるか	5		
			他の団体・地域との連携	他の団体や地域との協力体制・交流に積極的な姿勢がうかがえるか、地域への貢献度はどうか	5		
			利用者の意見、要望への対応	積極的に利用者の声の把握に努め、意見や要望に対し適正に対応する提案となっているか	5		
			新しい発想、新しい観点からの提案	サービスの向上にむけて、新しい発想・観点から効果的な提案がされているか	10		
		おひさま児童園の事業に関する事項	事業の実施方針	施設の効用を最大限発揮できるものであるか、サービスの向上を図ることができるものであるか	10		
			事業の内容	具体的かつ実現可能で効果的な提案であるか	10		
	必要な人員及び財政的基礎	管理運営体制（組織及び人員）に関する事項	管理運営組織	施設を安全で効果的・効率的に管理運営できる人員配置・組織体制・責任体制となっているか	5	30	
			職員の数、勤務の形態	業務に支障が生じないよう、適切な職員数・勤務形態となっているか	5		
			職員の採用形態、勤務ローテーション	業務に支障が生じないよう、適切な採用形態・勤務ローテーションとなっているか	5		
			職員の能力向上を図る研修の方針	福祉施設の職員として必要な知識や経験を積むことができる内容となっているか	5		
		管理運営経費に関する事項	財政的基礎	施設を安定的・継続的に管理できる能力があるか	5		
			予算のチェック体制	予算の計上に際し、適正な審査や検討を行っているか	5		
	施設等の適切な維持管理	その他の事項	施設管理（事業運営）の実績	施設管理（事業運営）の経験を有しているか	5	35	
			利用者の安全確保のための方策	安全を確保するための適切な維持管理が提案されているか	5		
			防犯・防災の具体的方策	防犯・防災対策は具体的かつ適切か	5		
			緊急時の対応	緊急時の対応・訓練は適切か、危機管理マニュアルや危機管理計画は作成されるか	5		
			個人情報保護の具体的方策及び職員への守秘義務についての具体的方策	個人情報保護の重要性を理解しているか、漏えい・滅失の防止策は適切か、職員に対する教育は適切か	5		
			情報公開への対応	情報は適正に管理されるか、開示請求などに対応できる体制となっているか	5		
			環境への配慮についての方策	環境保全の具体的な方策が提案されているか	5		
経費の縮減			収支計画の妥当性	収入、支出の積算内訳の妥当性	収入、支出の積算と提案事業内容との整合はとれているか		
	提案事業の実施の可否（事業を十分に実施できる収支計画になっているか）	事業を十分に実施できる収支計画になっているか		10			
	市費負担額の軽減（価格評価）	管理に係る経費の縮減が図られ、市費負担額の軽減につながっているか 価格評価点＝最安値/見積額×配点 価格評価点は小数第1位を四捨五入		-			
事業実績	実績	伊勢市の指定管理を受託したことがある者・伊勢市の指定管理受託時の評価	指定管理業務が適切に行われているか(伊勢市の指定管理業務評価表による)	20	20		
		伊勢市の指定管理を受託したことがない者・類似業務等の受託実績(他自治体の施設でも可)	福祉施設の管理業務が適切に行われているか(事業実績及び評価書による)				
		、 のいずれにも該当しない者	他業務の実績による				
合計					190		

指定管理者選定委員の採点総計が満点の70％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

については、のいずれかで採点します。

【資料2 - 3】 伊勢市おひさま児童園指定管理者 選定集計表

【採点】

応募団体名	第一次選定採点								第二次選定採点								総計				
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計 (ア)	一次 配点 合計 (イ)	得点率 (ア/イ)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計 (ウ)	最終 配点 合計 (エ)	得点率 (ウ/エ)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
〇〇〇〇																					
□□□□																					

得点率が70%未満は失格

得点率が70%未満は失格

【順位点】

応募団体名	順位点					合計	総合 順位
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員		
〇〇〇〇							
□□□□							

採点総計が同点の場合は、平均順位点をつける

資料 3 - 1

「設置者と指定管理者のリスク分担表」

項 目	内 容	市	指 定 管理者
募集要項リスク	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
	申請書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		○
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更等に係るもの（当管理運営業務に影響を及ぼすもの）	○	
	関係法令・許認可等の変更に係るもの（上記以外）		○
税制変更リスク	管理運営業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	○	
	上記以外の一般的な税制変更によるもの		○
物価・金利等変動リスク	急激なインフレ、デフレにともなうコスト増減にともなうもの	○	
	金利変動によるもの		○
政治リスク	首長の交代、政策方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大によるもの	○	
	管理運営期間中の市議会における予算執行停止等によるもの	○	
個人情報漏洩リスク	市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
支払遅延リスク	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金などの発生		○
瑕疵・不履行リスク	協定書で定めるサービスのレベル、或いは成果が下がった場合		○
	市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	指定管理者の事業放棄、経営破たんによるもの		○
施設維持管理リスク	施設構造に起因するもの	○	
	経年劣化による施設・設備の損傷	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備等に関するもの		○
不可抗力リスク	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由によるもの	○	
	第三者の行為から生じたもの	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するもの		○
施設競合リスク	施設競合による利用者減、収入減、当初の需要見込みと異なる状況		○
地域・利用者リスク	周辺住民との協調に関するもの		○
	施設設置、管理運営業務内容に対する施設利用者からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
	管理運営業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの		○
	上記以外のもの	○	
指定期間終了時リスク	指定管理者の指定期間が終了した場合、または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○
その他	市の責めに帰すべき事由のもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○

資料 3 - 2

「設置者と指定管理者及びハートプラザみその指定管理者のリスク分担表」

項 目	内 容	市	おひさま 管理者	ハートプラザ みその管理者
施設、設備の損傷リスク	市の責めに帰すべき事由のもの	○		
	おひさま児童園指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○	
	経年劣化によるもの	○		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○		
利用者事故リスク	おひさま児童園指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○	
	施設、設備の維持管理上の瑕疵等、ハートプラザみその管理者の責めに帰すべき事由のもの			○
	上記以外のもの	○		
第三者侵入、盗難などセキュリティリスク	おひさま児童園開所中によるもの		○	
	上記以外のもの			○

【資料４】

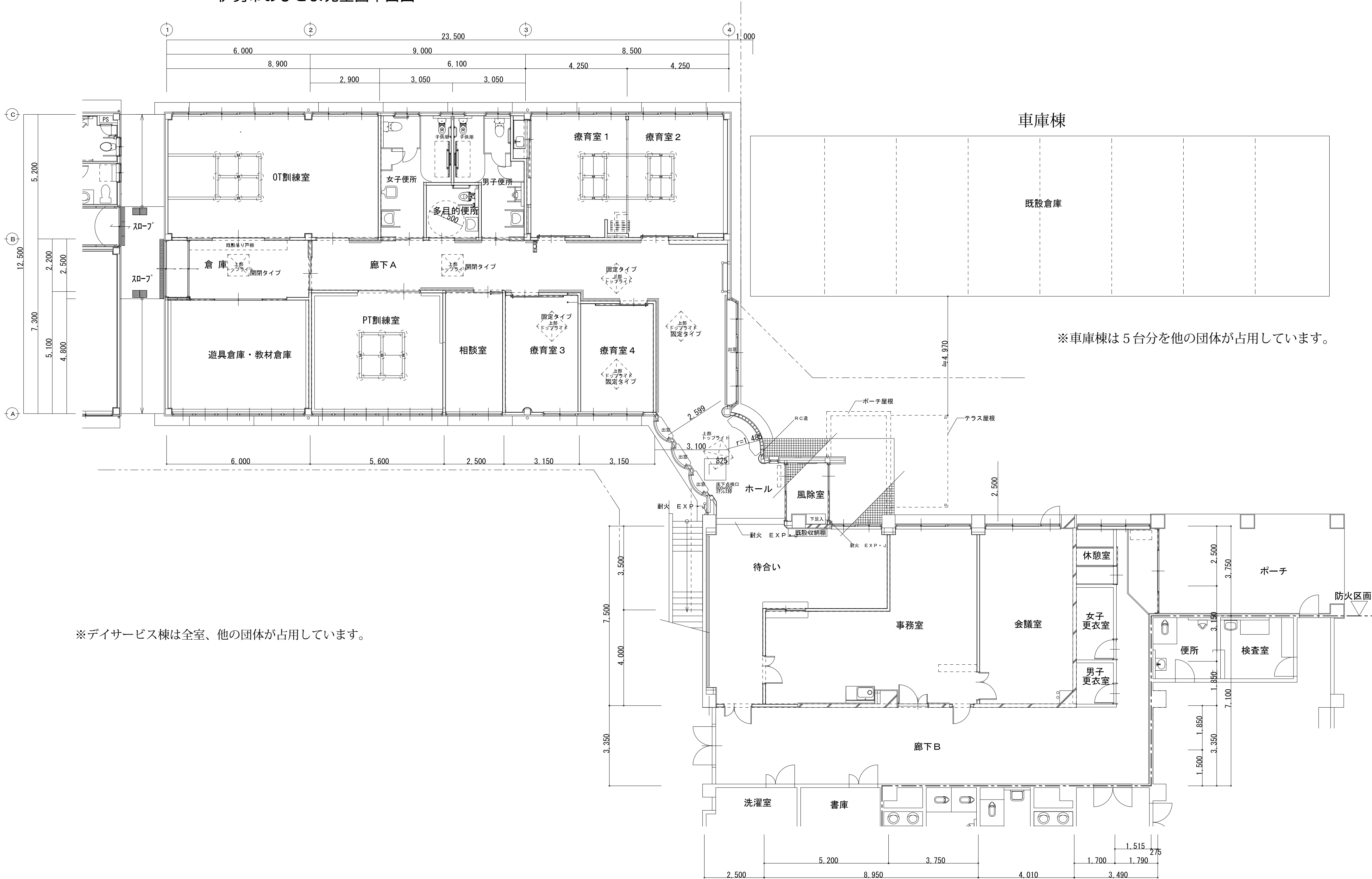
令和７年度 指定管理者制度導入スケジュール

内容	年月日	時間
募集要項の配布	令和７年６月20日（金）から 令和７年７月３日（木）まで	午前８時30分 から 午後５時15分 まで
施設案内会及び応募者説明会	令和７年７月11日（金）	午後1時00分 から
質問書の受付	令和７年７月11日（金）から 令和７年７月16日（水）	午前８時30分 から 午後５時15分 まで
質問書の回答（予定）	令和７年７月18日（金）まで	
審査応募書類の受付	令和７年７月22日（火）から 令和７年８月18日（月）まで	午前８時30分 から 午後５時15分 まで
第一次審査	令和７年８月下旬	
第二次（最終）審査	令和７年９月中旬	
審査結果の通知	令和７年９月下旬	
指定管理者の指定	令和７年12月下旬	
指定管理者との協定締結	令和８年１月ごろ	
業務開始	令和８年４月１日	

上記は令和7年6月現在の予定です。

日程変更をすることもありますので、ご了承ください。

伊勢市おひさま児童園平面図



※デイサービス棟は全室、他の団体が占有しています。

※車庫棟は5台分を他の団体が占有しています。